

2025年1月8日  
エスケイ産業株式会社

## 電気・ガス料金負担軽減支援事業について

弊社は、「令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策補助金」ならびに「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択を受け、2023年1月使用分から2024年5月使用分のガス料金の値引きを行ってまいりました。

この度、経済産業省は「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」への参画申請を行い、2024年12月24日付で採択されましたことから、公募要領に定める値引き単価による、ガスのご使用量に応じたガス料金の値引きを以下の通り行います。

詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

### 記

#### 1. 本事業における値引きの概要

対象のお客様	エスケイ産業とガスのご契約をされており、 年間ガス契約量が1000万m <sup>3</sup> 未満のお客様
値引き単価	令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策事業 2023年1月使用分から8月使用分まで : 30円/m <sup>3</sup> (税込) 2023年9月使用分から12月使用分まで : 15円/m <sup>3</sup> (税込) 令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業 2024年1月使用分から4月使用分まで : 15円/m <sup>3</sup> (税込) 2024年5月使用分 : 7.5円/m <sup>3</sup> (税込) 2024年8月使用分から9月使用分まで : 17.5円/m <sup>3</sup> (税込) 2024年10月使用分 : 10.0円/m <sup>3</sup> (税込) 令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業 2025年1月使用分から2月使用分まで : 10.0円/m <sup>3</sup> (税込) 2025年3月使用分 : 5.0円/m <sup>3</sup> (税込)

※本値引きは「令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」及び「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」により採択された補助金に基づき行っていることから補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに値引き単価の適用を終了します。

2. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問い合わせ先  
経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス料金負担軽減  
支援事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス料金負担軽減支援事務局

電話番号：0120-013-305

受付時間：全日 9:00~17:00(年末年始を除く)

以上